

第 5 3 号議案

公平委員会の委員の選任について

次の者を公平委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

氏名 森 永 正 之

[REDACTED]

住所

[REDACTED]

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

公平委員会の委員 森永正之氏の任期が本年 7 月 1 8 日をもって満了するため、その後任の委員を選任したいが、同氏を適任者と認め再び選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

地方公務員法

第 9 条の 2 第 2 項 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

第 9 条の 2 第 10 項 委員の任期は、4 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 4 号議案

農業委員会の委員の任命について

次の者を農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

氏名 岩 永 一 也

[REDACTED]

住所

[REDACTED]

氏名 岩 本 隆

[REDACTED]

住所

[REDACTED]

氏名 尾 崎 正 孝

[REDACTED]

住所

[REDACTED]

氏名 上 川 満 治

[REDACTED]

住所

[REDACTED]

氏名 河 平 久 明

[REDACTED]

住所

[REDACTED]

氏名 城 戸 利 美

[REDACTED]

住所

[REDACTED]

氏名 柴 原 恵

住所

氏名 砂 濱 眞 実

住所

氏名 野 中 麻 美

住所

氏名 野 本 英 世

住所

氏名 平 尾 政 博

住所

氏名 増 田 茂

住所

氏名 松 尾 隆 治

住所

氏名 峰 忠 幸

住所

氏名 村 田 美津枝

住所

氏名 森 内 悟 己

住所

氏名 森 保 欣 也

住所

氏名 森 山 安 男

住所

氏名 柳 川 八百秀

住所

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

農業委員会の委員 井川義英氏、池田憲二氏、岩永一也氏、岩本隆氏、植田正和氏、尾崎正孝氏、上川満治氏、柴原恵氏、野中麻美氏、平尾政博氏、増田茂氏、松尾隆治氏、峰忠幸氏、森保欣也氏、森山安男氏、柳川八百秀氏、山口眞佐栄氏、山崎実男氏及び吉村亜也子氏の任期が本年7月19日をもって満了するため、その後任の委員を任命したいが、岩永一也氏、岩本隆氏、尾崎正孝氏、上川満治氏、河平久明氏、城戸利美氏、柴原恵氏、砂濱眞実氏、野中麻美氏、野本英世氏、平尾政博氏、増田茂氏、松尾隆治氏、峰忠幸氏、村田美津枝氏、森内悟己氏、森保欣也氏、森山安男氏及び柳川八百秀氏を適任者と認め任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

農業委員会等に関する法律

第 8 条第 1 項 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

第 10 条第 1 項 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

長崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例

第 2 条 長崎市農業委員会の委員の定数は、19 人とする。

第 5 5 号議案

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

氏名 児 島 雅 彦

住所

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

固定資産評価審査委員会の委員 宮崎英樹氏の任期が本年 9 月 2 6 日をもって満了するため、その後任の委員を選任したいが、児島雅彦氏を適任者と認め選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

地方税法

第 4 2 3 条第 3 項 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

第 4 2 3 条第 6 項 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。